

**『第6期宍粟市障害福祉計画・第2期宍粟市障害児福祉計画（案）』
市議会からの意見に対する回答**

意見	第1章 計画の策定にあたって 4. 計画の策定方法 (1) 事業所調査の実施 回収状況において回答事業者数が「16」とされているが、対象事業者数を明記する必要があるのではないか。
回答	ご指摘のとおりと考えます。配付した事業所数を追記します。

意見	第2章 宍粟市の現状と課題 2. 障害福祉サービスの提供状況 (1) 訪問系サービス 重度障害者等包括支援について利用実績がなかったとあるが、対象者がいないので実績がないのか、支援体制がないことで利用希望がかなえられないためなのか、状況を明記する必要はないのか。
回答	市内に重度障害者等包括支援を提供する事業所はなく、利用実績がありません。重度の障がいのある人には、居宅介護や生活介護などのサービスを組み合わせ、必要なサービスの提供を行っています。 以上のことから、「市内にサービスを提供する事業所がないため利用につながりませんでした。居宅介護や生活介護などを組み合わせたサービスの提供を行っています。」と修正します。

意見	第4章 第6期障害福祉計画 3. 見込み量と確保策 3-1 障害福祉サービス等の見込み量と確保策 (1) 訪問系サービス ●見込み量の算出方法 「重度障害者等包括支援については、本市においては利用実績がなく、今後も利用を見込みません。」としている根拠は何かを明記する必要があるのか。
回答	現時点では、市内で重度障害者等包括支援の提供を予定する事業所がないため、これまでと同様に重度の障がいのある人のそれぞれの状態に応じて、必要なサービスの提供に努めることとしています。 以上のことから、「重度の障がいのある人のそれぞれの状態に応じて、必要なサービスを提供するため」に修正します。